

令和 8 年度 第 450 回千葉地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日時 令和 8 年 7 月 30 日（木）13 時 30 分～14 時 57 分
- 2 場所 千葉労働局 1 階会議室
- 3 出席者 公益委員 5 名、労働者委員 5 名、使用者委員 5 名（計 15 名）

4 議事要旨

（１）運営小委員会報告

第 1 回運営小委員会の審議結果について報告が行われた。審議日程については事務局案どおり進めることとし、千葉県最低賃金に係る意見陳述については、例年どおり発表者 4 名程度、1 人当たり 7～8 分程度として第 450 回本審議会で実施することとした。また、地域別最低賃金専門部会については、第 1 回を公開、第 2 回以降を非公開とすることを確認した。

（２）地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見について

関係団体等から提出された意見書及び要請書について説明が行われた。

（３）意見陳述

コープネットグループ労働組合及び郵政産業労働者ユニオン浦安支部から意見陳述が行われた。

（４）令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について

中央最低賃金審議会目安小委員会報告について説明が行われた。令和 8 年度の目安額は A ランク 54 円、B ランク 56 円、C ランク 56 円と示されたことが報告された。また、法定三要素に関する審議内容、賃金改定状況調査結果、消費者物価の状況及び中小企業の賃金支払能力に関する説明が行われた。

（５）最低賃金に関する基礎調査の結果について

令和 8 年度最低賃金に関する基礎調査結果について説明が行われた。有効回収事業場数は 1,046 事業場、有効回収率は 39.79%、集計労働者数は、13,035 人であった。また、現行最低賃金額 1,140 円未満の未満率は 2.3%であること、A ランク目安額 54 円を反映した場合の影響率は 27.7%であることが報告された。

(6) 千葉県特定最低賃金の決定及び改正の必要性の有無について (諮問)

総合スーパーマーケット最低賃金の新設申出及び既存 7 業種の改正申出について説明が行われた。その後、千葉労働局長から、総合スーパーマーケット最低賃金の新設及び既存 7 業種の特定最低賃金改正の必要性の有無について諮問が行われた。

(7) 今後の審議日程等について

今後の日程について説明が行われた。A 案のとおり進める。第 450 回本審議会の後に第 1 回専門部会が開催される。8 月 3 日に第 1 回特別小委員会及び第 2 回専門部会を開催し、8 月 5 日までの間数回の専門部会が予定されている。
8 月 5 日に第 3 回本審議会を開催する予定である。

(8) その他

7 月 14 日に実施した介護施設の事業場視察結果について報告が行われた。また、日本成長戦略、経済財政運営と改革の基本方針 2026、生活保護との比較資料、最低賃金履行確保監督結果、経済統計資料等について説明が行われた。

5 決定事項

- (1) 運営小委員会報告の内容を了承した。**
- (2) 特定最低賃金の新設及び改正の必要性について、特別小委員会において審議することとした。**
- (3) 第 1 回特別小委員会において特定最低賃金に係る意見陳述を実施することとした。**
- (4) 今後の日程について事務局案を了承した。**